

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年2月3日 第55号
件 名	「文教のまち」のイメージを守るべく「総合設計制度」を活用しても教育環境悪化を避ける区独自の仕組みやルール等を整える検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

女子中高一貫教育校である学校法人桜蔭学園桜蔭中学校高等学校の隣接地で、20階建て（高さ約69m）にもなる（仮称）宝生ハイツ建替え計画が持ち上がり、建築紛争になっています。建築計画自体はその規模と「総合設計制度」を活用することを前提としていることから直接の所管は東京都になりますが、計画地は文京区の「第一種文教地区」内でもあり、教育環境の悪化が懸念されています。

文京区は他区と異なり、「文の京」を謳い、現行の「文京区都市マスタープラン」でも「魅力を生かすまちづくりに向けて」の中で「教育環境が良く文化性が高い『文教のまち』というイメージが定着」し、『『文教のまち』のシンボルとなる教育施設』と記載するなど教育環境を大切に守ってきました。

東京都文教地区建築条例第3条（第一種文教地区内の建築制限）及び同条例「別表一」において、「劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」を、その「用途に供するために建築物を建築し、又は用途を変更してはならない」「ただし、知事が文教上必要と認め又は文教上の目的を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない」と定めているのも「文教地区」の教育環境を守るためであり、その目的に鑑みれば同条例に「総合設計制度」が明記されていなくても、教育環境を悪化させるような「総合設計制度」の容積率緩和を許可することは条例の趣旨全体から見れば明らかに反していると言わざるを得ません。

「総合設計制度」の活用を含め、建築主や事業者において合法・適法であることは最低限の条件に過ぎず、シンボルとしての「文教のまち」とそのイメージを守るためには教育環境を悪化させない（あるいは悪化を最大限避ける）ことが欠かせず、文京区における「文教」を大切に作る「まちづくり」はそうした理念を優先すべきと考えます。そこで下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会にお願いいたします。

なお、都市計画部長は区独自の仕組みやルール等を整えることに関し、「極めて議論が困難」と答弁（令和4年11月25日の建設委員会）しましたが、議論を経て実現が困難であるというなら理解できますが、「議論」自体困難というのは自由な議論を通じて合意形成を図る民主主義の根本を否定するものであると言わざるを得ず、区民として容認できません。

請願事項

- 1 文京区が大切に作る「文教のまち」のイメージと子育て・教育環境を守るべく、「文教地区」において教育施設に隣接する建築物の建設や建て替え等は区としてしっかり関与し、子育て・教育環境悪化を回避するような区独自の仕組みやルール等を整えるべく検討してください。